

愛媛県県立学校施設整備の基本方針

令和3年1月

愛媛県教育委員会

目 次

第 1 基本方針の背景・目的等

1	背景	1
2	目的	2
3	対象	2
4	方針の位置付け	2

第 2 学校施設の目指すべき姿 3

第 3 学校施設の実態

1	学校施設の運営状況及び活用状況	
(1)	児童生徒数・学級数の変化	5
(2)	学校施設の配置状況	6
(3)	学校施設の保有量	7
2	学校施設の老朽化状況 ～実地調査の結果等～	8

第 4 学校施設整備の基本的な方針等

1	長寿命化の基本方針	11
2	改修等の基本的な方針	
(1)	予防保全の推進	11
(2)	整備のサイクル	12

第 5 基本的な方針等を踏まえた施設整備の考え方

1	既存施設の有効活用	14
2	適切な点検実施	14
3	改修等の整備内容・水準	15

第 6 長寿命化の実施と効果

1	改修等の実施の考え方	
(1)	長寿命化等の整備方針	16
(2)	改修等の実施時期	16
(2)	長寿命化の経費の見通しと効果	17

第 7 長寿命化の継続的な運用方針

1	情報基盤の整備と活用	17
2	推進体制等	18
3	フォローアップ	18

第 1 基本方針の背景・目的等

1 背景

本県の県立学校施設は、その多くが 1970 年代の第二次ベビーブームに伴う生徒急増に対応して昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備された。中でも、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された校舎等の建物が過半数（約 50.4%）を占めることから、本県では、南海トラフ地震等への備えとして耐震対策に最優先で取り組み、平成 27 年度までに特別支援学校、平成 29 年度までに高等学校及び中等教育学校の校舎等の耐震化を完了したところである。

これにより、県立学校施設は、地震等による倒壊の恐れは大幅に低下したものの、建築後 25 年を経過した建物（※）が全体の約 8 割（約 81.0%）に上る中、現状として、施設や設備に不具合が生じるなどの老朽化は進行しており、今後、耐震化にあわせて改築した一部の校舎等を除き、多くの建物の改築や改修等に膨大な経費を要することも想定され、一層の効率的・効果的な維持管理が課題となっている。

※文部科学省は、建築後 25 年を経過したものを老朽化施設と位置付けている（「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成 27 年 3 月）」）。

このような中、国は、平成 24 年 12 月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を受け、平成 25 年 11 月、「インフラ長寿命化基本方針（平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）」を策定し、政府として、公共施設の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性を打ち出すとともに、地方公共団体の厳しい財政状況と人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を背景に、平成 26 年 4 月、各地方公共団体に対し、基本方針を踏まえた「公共施設等総合管理計画」の策定を要請した。

また、文部科学省においても、平成 27 年 3 月、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするとともに、各地方公共団体の教育委員会に対し、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定を要請しているところである。

これを受け、本県においても、平成 29 年 3 月、全ての県有施設等について全庁的かつ経営的視点に立った取組を推進するための基本方針「愛媛県公共施設等総合管理計画」を策定しており、この度、同計画に基づき、学校施設の特徴や実情を踏まえた個別施設計画（長寿命化計画）として「愛媛県県立学校施設整備の基本方針」（以下、「本方針」という。）を策定することとした。

今後は、本方針に基づき、財政状況等も踏まえながら、適切な学校施設の維持管理に努めていくこととする。

2 目的

本方針は、本県教育委員会が所管する学校施設について、中長期的な視点での財政負担の軽減・平準化を視野に、適切な維持管理による建物及び設備の機能維持・回復・向上を図り、安全・安心で快適な教育環境の確保、学習環境の質的向上をはじめ、学校施設に求められる機能・性能の確保・維持を実現するための基本的な枠組みを定め、計画的な取組を推進することを目的とする。

3 対象

本方針は、本県教育委員会が所管する高等学校 53 校（分校を含む）、中等教育学校 3 校、特別支援学校 10 校（分校等を含む）の計 66 校を対象とする。

66 校における対象建物の総量は、校舎や体育館のほか、部室や倉庫、プール付属棟などの小規模な建物も含めると、全 1,290 棟、延床面積は約 68.5 万㎡である（令和 2 年 3 月末現在）。

なお、本方針の対象としていないプール、グラウンド、共用施設（受変電・自家発電、給排水設備等）、建物以外の工作物（ブロック塀、焼却炉、ストックハウス、ビニールハウス等）の他、用途廃止した建物、廃校となった学校施設の建物等について、整備又は解体・撤去等が必要となった場合は、別途、対策を検討することとする。

4 方針の位置付け

本方針は、「愛媛県公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定、平成 30 年 10 月一部改正）」を上位計画とし、国の「インフラ長寿命化計画」により、各地方公共団体が総合管理計画に基づき策定することとされた「個別施設毎の長寿命化計画」に該当するとともに、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」により、各教育委員会が所管する域内の学校施設等を対象として策定することとされた「学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）」として策定する。

また、学校施設の使用期間が数十年の長期に及ぶこと等を鑑み、本方針は、10 年以上先を見据えた中長期的な視点に立った学校施設の維持管理に係る基本的な方針とする。

第2 学校施設の目指すべき姿

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場として、安全・安心で快適な教育環境を確保するとともに、教育の内容や方法の変化、情報化等に適応して学習環境の質的向上を図ることが極めて重要である。また、多様化する社会的要請を受け、省エネルギー化、バリアフリー化をはじめ、木質化（県産材の活用）やユニバーサルデザインの導入などについても検討する必要がある。

さらに、学校施設は、地域住民にとって身近な公共施設であり、生涯学習やスポーツの場として親しまれるほか、災害発生時には応急避難場所としての役割も担うことから、防災面における機能強化も求められている。

以上のことを踏まえ、本県では、教育、学術、文化、スポーツの振興に関する方針を定めた「愛媛県教育振興に関する大綱」及び教育の充実を図るための基本方針等を定めた「愛媛県教育基本方針・重点施策」に掲げる教育施策を基本とし、それらを実現する学校施設を目指すべき姿と位置付けるとともに、「愛媛県公共施設等総合管理計画」の基本的な方針に基づき、学校施設の建物及び設備の機能・性能、役割等の充実・強化に取り組み、教育環境の整備、学習環境の質的向上に努めることとする。

《参考》

◆「愛媛県教育振興に関する大綱」の振興方針

- 1 学校・家庭・地域が連携した教育の推進
- 2 安全・安心で充実した教育環境の整備
- 3 未来を拓く子どもたちの育成
- 4 特別支援教育の充実
- 5 人権・同和教育の推進と児童生徒の健全育成
- 6 生涯学習の推進とスポーツ・文化の振興

◆「令和2年度愛媛県教育基本方針・重点施策」の基本方針

- 1 社会総がかりで取り組む教育の推進
- 2 安全・安心で充実した教育環境の整備
- 3 確かな学力を育てる教育の推進と未来を担う人材の育成
- 4 豊かな心、健やかな体を育てる教育の推進
- 5 教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化
- 6 特別支援教育の充実
- 7 互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成
- 8 文化財の保存・活用の推進

◆「愛媛県公共施設等総合管理計画」における県有施設等の管理に関する基本的な考え方

- ① 耐震化（非構造部材の耐震対策）
- ② 長寿命化
- ③ 保有総量の適正化（施設の統廃合）
- ④ 点検・診断
- ⑤ 安全確保（改修、除却）
- ⑥ 実施体制（研修、情報共有等）

《参考》

◆「愛媛県公共施設等総合管理計画」における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

【学校施設】

- 生徒たちが一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たす施設であることから、施設の状況を把握し、安全確保に努める。
- 今後の児童生徒数の動向や地域における県立学校の役割を勘案しながら、施設の集約化・複合化についても検討を行う。
- 「文部科学省インフラ長寿化計画（行動計画）」に基づき、点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

◆ 学校施設の目指すべき姿の例

1. 安全性 ○災害対策 ・地震に強い学校施設 ・津波・洪水に強い学校施設 ・防災機能を備えた学校施設 ○防犯・事故対策 ・安全で安心な学校施設 2. 快適性 ○快適な学習環境 ・学習能率の向上に資する快適な学習環境 ・児童生徒の学校への愛着や思い出につながり、また、地域の人々が誇りや愛着をもつことができる学校 ・バリアフリーに配慮した環境 ・子どもたちや保護者等が教員を訪れやすい空間 ○教職員に配慮した環境 ・教職員に配慮した空間 ・教職員等の事務負担軽減などのための校務の情報化に必要なICT環境 3. 学習活動への適応性 ○主体性を養う空間の充実 ・子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境 ・子どもたちの教科等に対する興味関心を引き、自ら学ぶ主体的な行動を促すための空間 ・子どもたちや保護者等が教員を訪れやすい空間 ・社会性を身に付けるための空間 ○効果的・効率的な施設整備 ・習熟度別指導や少人数指導などの、きめ細かい個に応じた指導を行うための空間 ・調べ学習や習熟度別学習、ティームティーチングなどの多様な学習集団・学習形態を展開するための空間 ・各教科等の授業の中での調べ学習や協働学習、観察・実験のまとめや児童生徒の成果発表などに活用して学習効果を高めるためのICT環境 ・各教科等の授業を充実させるための環境 ○言語活動の充実 ・各教科等における発表・討論などの教育活動を行うための空間 ・子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境 ・各教科等の授業の中での調べ学習や協働学習、観察・実験のまとめや児童生徒の成果発表などに活用して学習効果を高めるためのICT環境	3. 学習活動への適応性（続き） ○理数教育の充実 ・充実した観察・実験を行うための環境 ○運動環境の充実 ・充実した運動ができる環境 ○伝統や文化に関する教育の充実 ・伝統や文化に関する教育を行うための環境 ○外国語教育の充実 ・外国語活動等におけるジェスチャーゲームなどの体を動かす活動や、ペアやグループでの活動など、児童生徒が積極的にコミュニケーションを図ることができるような空間 ○学校図書館の活用 ・子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境 ・調べ学習や習熟度別学習、ティームティーチングなどの多様な学習集団・学習形態を展開するための空間 ・各教科等の授業の中での調べ学習や協働学習、観察・実験のまとめや児童生徒の成果発表などに活用して学習効果を高めるためのICT環境 ・地域に開かれた学校とするための環境 ・地域の生涯学習の拠点となる学校施設 ○キャリア教育・進路指導の充実 ・充実したキャリア教育・進路指導を行うための環境 ○食育の充実 ・食育のための空間 ○特別支援教育の推進 ・バリアフリーに配慮した環境 ・自閉症、情緒障害又はADHD等のある児童生徒に配慮した学校施設 ○環境教育の充実 ・地球環境問題への関心を高めるためのエコスクール 4. 環境への適応性 ・環境を考慮した学校施設（エコスクール） 5. 地域の拠点化 ・安全で安心な学校施設 ・バリアフリーに配慮した環境 ・地域に開かれた学校とするための環境 ・地域の生涯学習の拠点となる学校施設
---	---

「学校施設整備基本構想の在り方について」（学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議、平成25年3月）から

第3 学校施設の実態

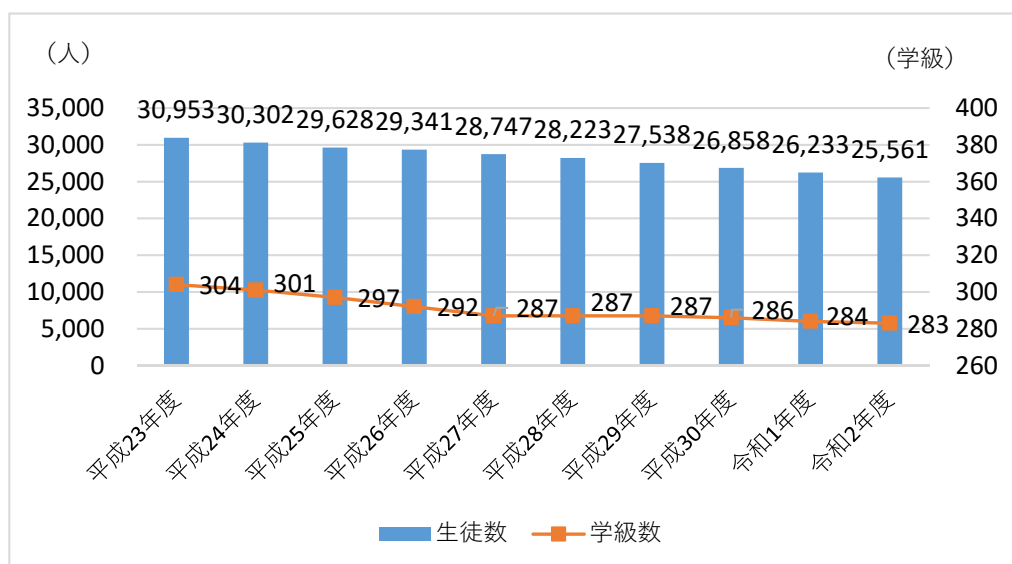
1 学校施設の運営状況及び活用状況

(1) 児童生徒数・学級数の変化

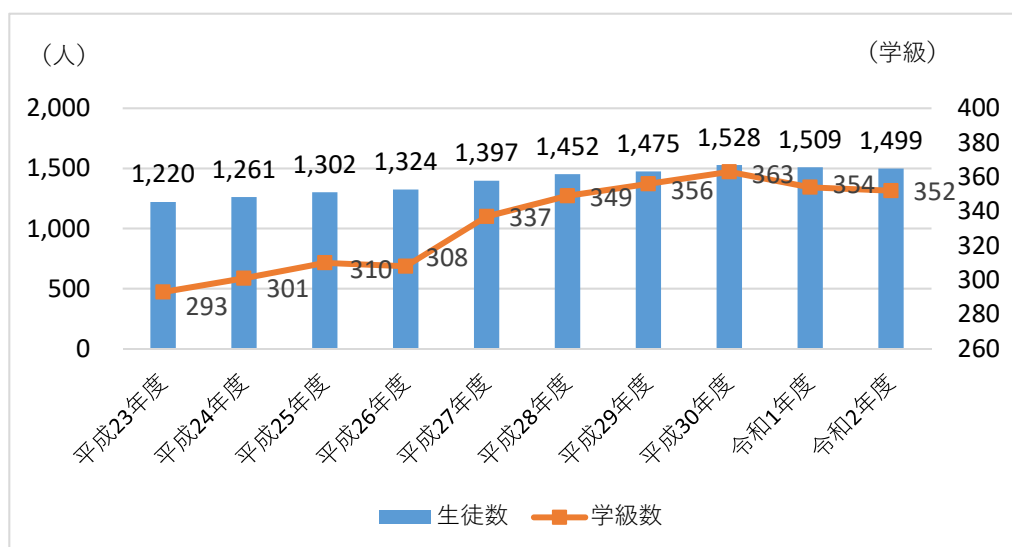
県立高等学校・中等教育学校の児童生徒等の在籍者数は、全日制・定時制等を含め、平成23年度と比べ、令和2年度は約2割減となっており、これに伴い学級数も減少傾向が続いている。

一方、特別支援学校の児童生徒等の在籍者数は、平成23年度と比べ、令和2年度は約3割増となっており、校舎の新設等、施設・設備の更なる充実が課題となっている。

【高等学校・中等教育学校（後期課程）の生徒数・学級数の変化】（各年度5月1日現在）



【特別支援学校の生徒数・学級数の変化】（各年度5月1日現在）



(2) 学校施設の配置状況

本県の県立高等学校 53 校（分校を含む）、中等教育学校 3 校、特別支援学校 10 校（分校等を含む）、計 66 校の配置状況は以下のとおりである。

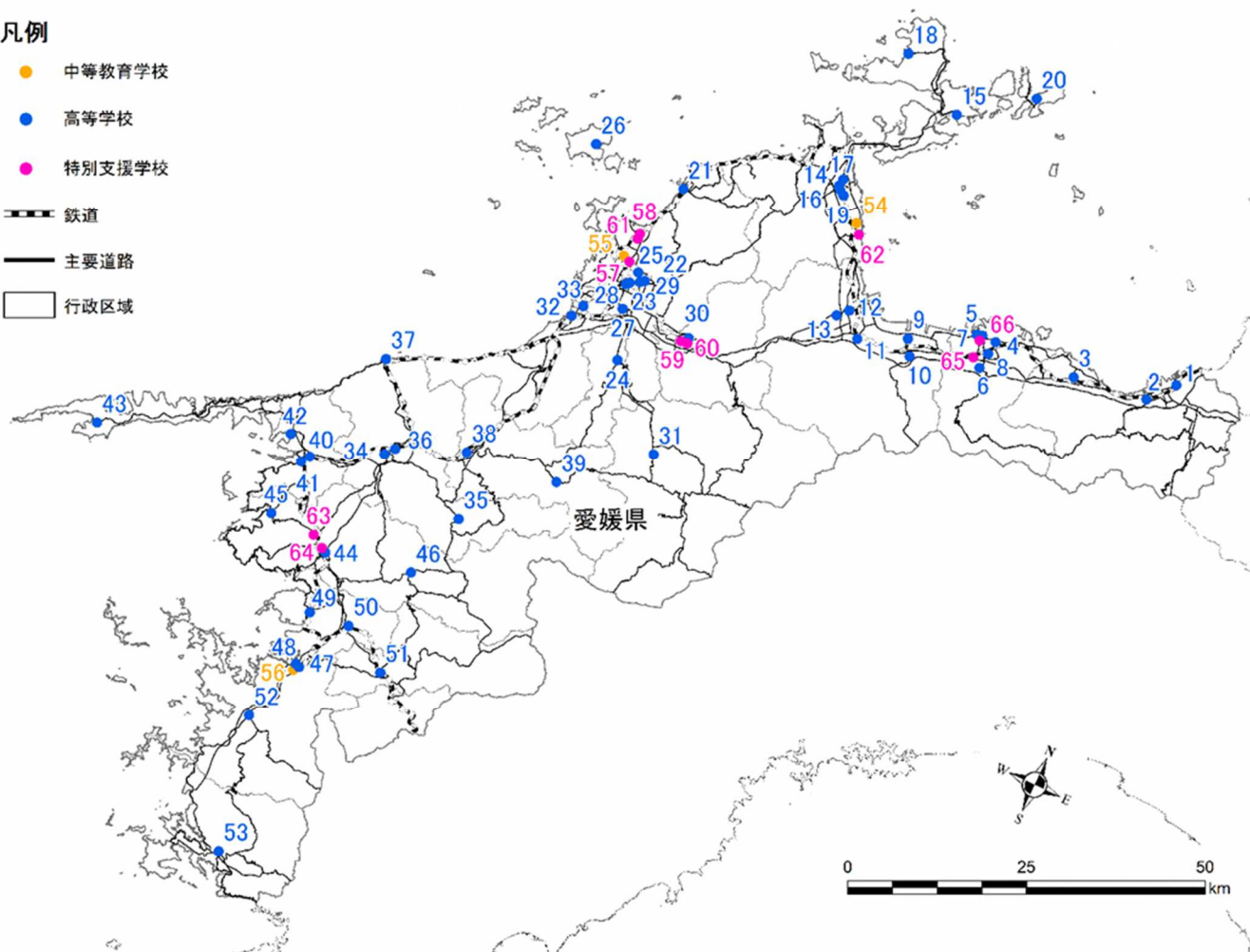
凡例

- 中等教育学校
- 高等学校
- 特別支援学校

— 鉄道

— 主要道路

□ 行政区域



番号	学校名	棟数	延床面積(㎡)	番号	学校名	棟数	延床面積(㎡)
1	川之江高等学校	14	11,379	18	今治北高等学校大三島分校	19	5,931
2	三島高等学校	16	14,007	19	今治工業高等学校	22	19,296
3	土居高等学校	26	9,233	20	弓削高等学校	11	5,115
4	新居浜東高等学校	22	11,478	21	北条高等学校	21	12,160
5	新居浜西高等学校	17	10,719	22	松山東高等学校	24	13,919
6	新居浜南高等学校	18	9,678	23	松山南高等学校	15	12,334
7	新居浜工業高等学校	22	14,771	24	松山南高等学校砥部分校	9	5,390
8	新居浜商業高等学校	25	11,626	25	松山北高等学校	29	13,253
9	西条高等学校	14	12,268	26	松山北高等学校中島分校	15	4,118
10	西条農業高等学校	40	16,372	27	松山中央高等学校	10	11,476
11	小松高等学校	19	9,614	28	松山工業高等学校	18	19,630
12	東予高等学校	23	13,642	29	松山商業高等学校	14	14,605
13	丹原高等学校	26	12,066	30	東温高等学校	21	13,158
14	今治西高等学校	15	12,414	31	上浮穴高等学校	20	9,282
15	今治西高等学校伯方分校	9	5,221	32	伊予農業高等学校	40	15,659
16	今治南高等学校	34	14,571	33	伊予高等学校	13	11,468
17	今治北高等学校	18	11,968	34	大洲高等学校	19	11,436

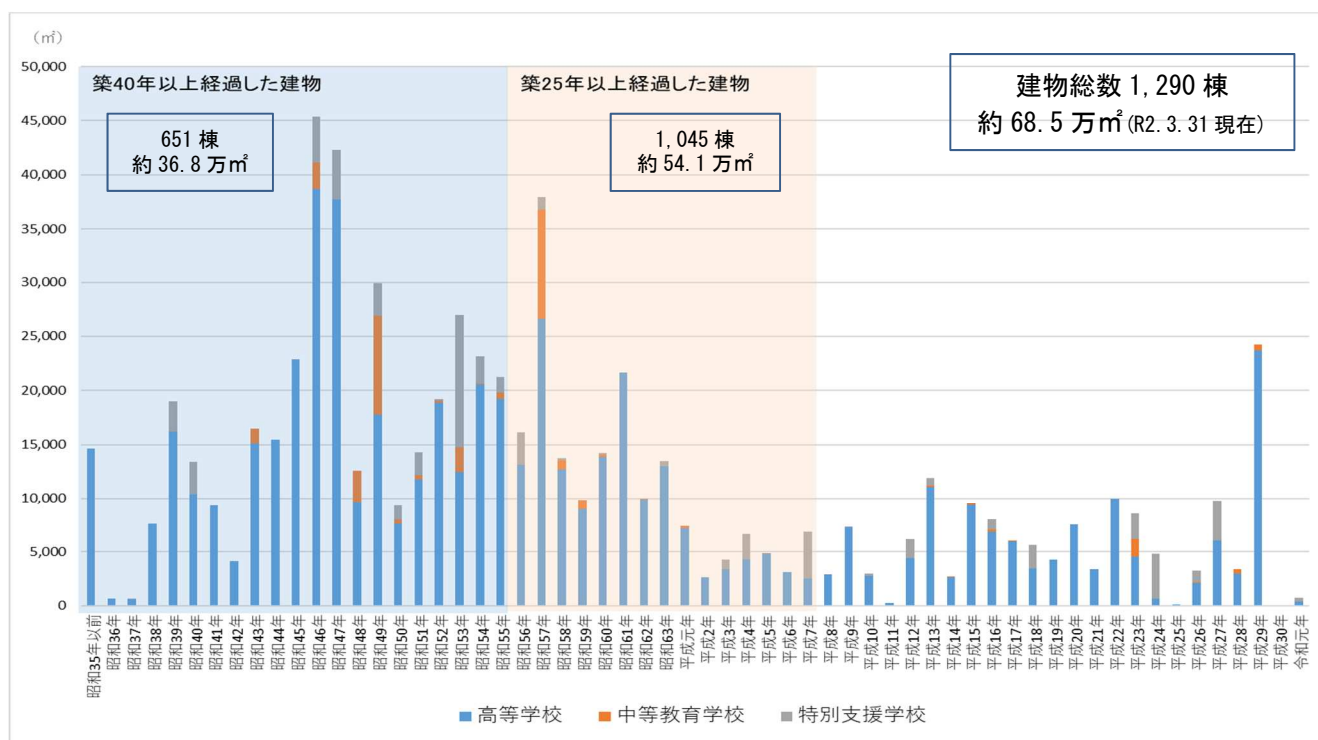
(3) 学校施設の保有量

県立学校 66 校における建物は、校舎や体育館等のほか、倉庫、部室、屋外便所など小規模なものも含め、全 1,290 棟、延床面積約 68.5 万㎡（令和 2 年 3 月末現在）である。

- 内訳）・高等学校 53 校（分校含む）／全 1,110 棟、約 58.2 万㎡
 ・中等教育学校 3 校／全 54 棟、約 3.6 万㎡
 ・特別支援学校 10 校（分校等含む）／全 126 棟、延床面積 6.7 万㎡

多くが昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備され、建築後 25 年以上を経過した建物が約 8 割（約 81.0%）を占め、40 年以上を経過した建物も過半数（約 50.4%）にのぼる。

【県立学校施設の築年別保有状況】



番号	学校名	棟数	延床面積(㎡)	番号	学校名	棟数	延床面積(㎡)
35	大洲高等学校脇川分校	2	1,334	51	北宇和高等学校	40	12,168
36	大洲農業高等学校	36	11,162	52	津島高等学校	13	6,493
37	長浜高等学校	12	5,179	53	南宇和高等学校	44	13,179
38	内子高等学校	15	6,918	54	今治東中等教育学校	17	11,712
39	内子高等学校小田分校	20	5,202	55	松山西中等教育学校	17	11,213
40	八幡浜高等学校	17	12,736	56	宇和島南中等教育学校	20	12,553
41	八幡浜工業高等学校	14	11,083	57	松山盲学校	14	6,424
42	川之石高等学校	32	11,936	58	松山聾学校	9	7,006
43	三崎高等学校	19	6,436	59	しげのぶ特別支援学校	11	9,534
44	宇和高等学校	40	16,069	60	みなら特別支援学校	26	13,554
45	宇和高等学校三瓶分校	16	8,215	61	みなら特別支援学校松山城北分校	1	96
46	野村高等学校	29	11,869	62	今治特別支援学校	22	9,880
47	宇和島東高等学校	27	13,904	63	宇和特別支援学校（知的）	19	8,850
48	宇和島水産高等学校	18	8,560	64	宇和特別支援学校（聴覚・肢体）	11	4,137
49	吉田高等学校	24	14,136	65	新居浜特別支援学校	9	5,152
50	三間高等学校	14	6,190	66	新居浜特別支援学校川西分校	4	2,608
合計						1,290	684,744

2 学校施設の老朽化状況 ～実地調査の結果等～

本方針の策定に当たり、健全性及び老朽化の状況を把握するための実地調査を実施した。

調査は、県立学校全 66 校（高等学校（分校含む）53 校、中等教育学校 3 校、特別支援学校（分校等含む）10 校）を対象に、校舎、体育館、武道場、寄宿舍、その他の小規模な建物など、全ての建物について行った。

《参考》実施調査について

①調査方法

土木部建築住宅課営繕室の技術職員（建築、電気設備、機械設備の各担当者）が、建物ごとに立地条件及び経年による老朽化の特徴や進行状況を確認。

調査の結果は、「屋根・屋上」、「外壁」、「内部仕上」、「電気設備」、「機械設備」の部位別にそれぞれ A、B、C、D の 4 段階で評価を行った。

②実施期間

平成 30 年 6 月～令和元年 9 月

③評価方法及び評価基準

目視による評価「屋根・屋上」「外壁」

評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化（安全上、機能上の問題なし）
C	広範囲に劣化（安全上、機能上の不具合発生の兆し）
D	早急に対応する必要がある（安全上、機能上の問題あり） 躯体の耐久性に影響を与えている

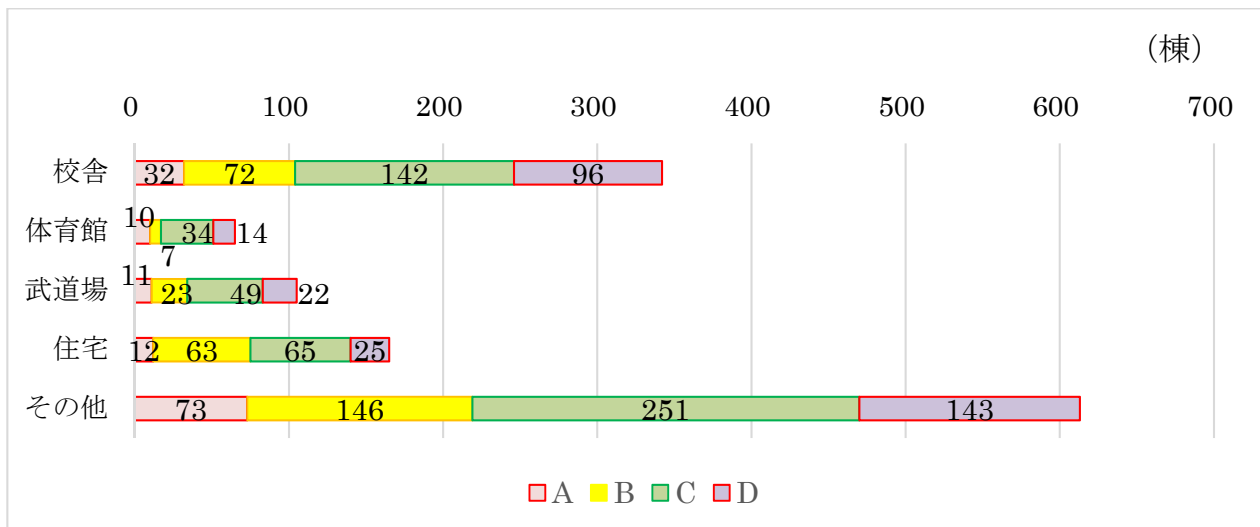
経過年数による評価「内部仕上」「電気設備」「機械設備」

評価	基準
A	20 年未満
B	20～40 年
C	40 年以上
D	経過年数に関わらず著しい劣化事情がある場合

調査の結果、校舎（342 棟）、体育館（65 棟）、武道場（105 棟）、住宅（165 棟）、その他（613 棟）のいずれの建物についても、過半数において劣化の症状が認められた（C、D判定の部位がある）。

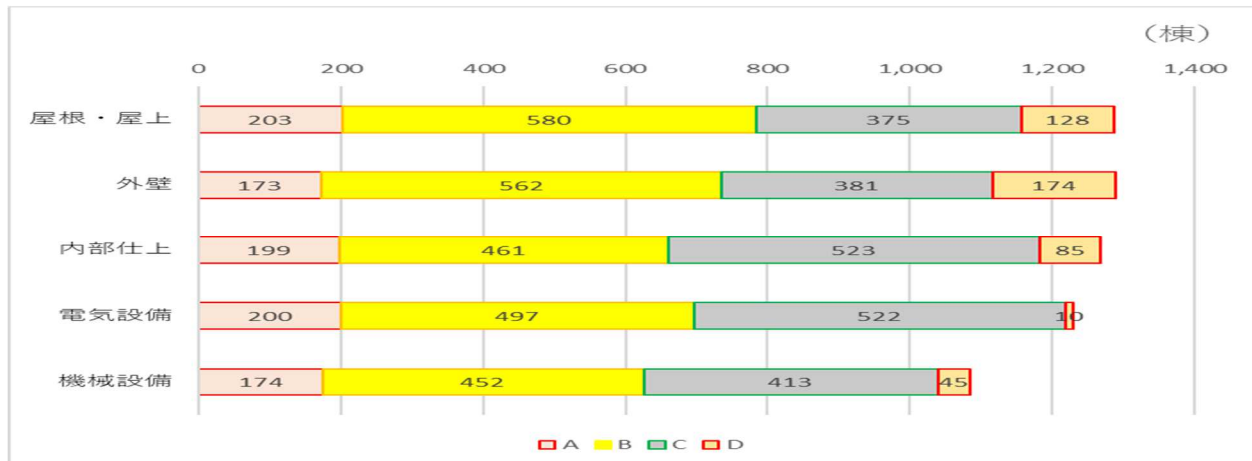
【実地調査の結果① 建物の区別で見た劣化状況】

※最も悪い部位の評価から計上



部位別に見ると、いずれの部位も、半数近くの建物において劣化の症状が認められており（C、D判定）、中でも、躯体の耐久性に影響する「屋根・屋上」、「外壁」では、早急な対応が求められる建物（D判定）が 100 棟以上認められた。

【実地調査の結果② 部位別に見た劣化状況】



校舎屋上。防水シートの膨れ、破断（雨漏り等の原因となる）



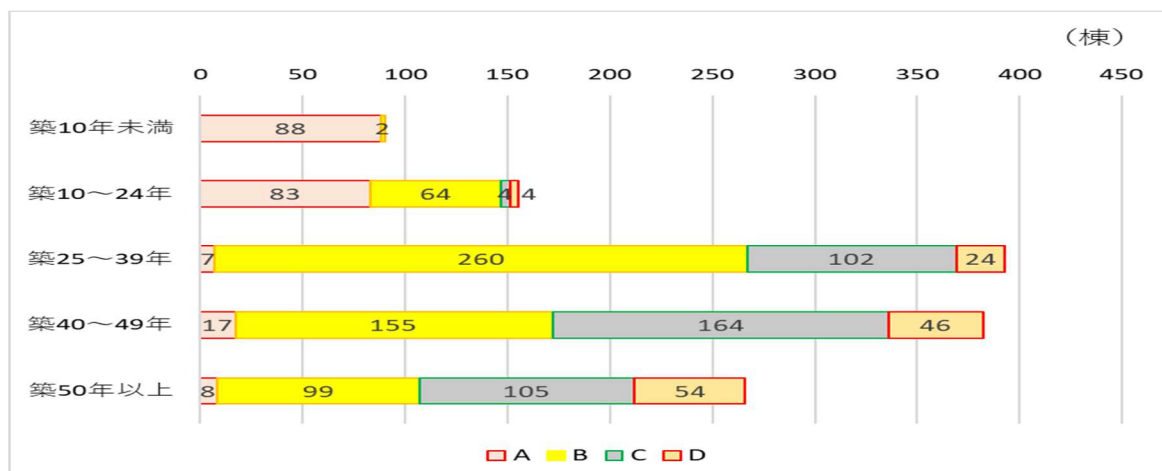
体育館屋根。全体に発錆が見られる



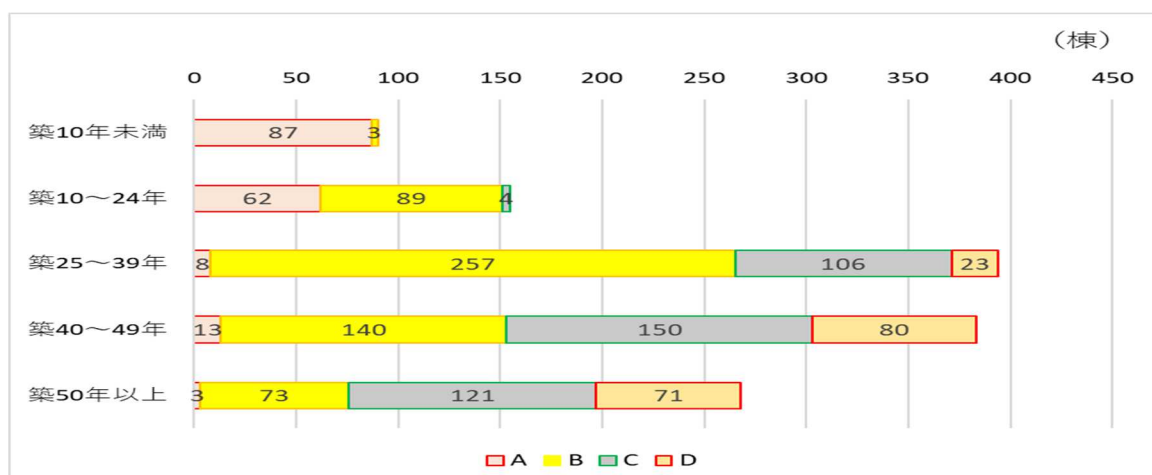
校舎外壁の爆裂

「屋根・屋上」、「外壁」については、特に、建築後 25 年以上経過した建物において、劣化症状（C、D 判定）が見られ始めている。

【実地調査の結果③ 「屋根・屋上」の劣化状況】



【実地調査の結果④ 「外壁」の劣化状況】



さらに、建築後 40 年以上経過した建物では、外壁コンクリートの剥落、雨漏りのほか、電気設備や給排水設備、ガス管の劣化など、安全面・機能面での不具合が発生している事例が認められた。



渡り廊下の外壁
金物の変形、たわみ、脱落が見られる



校舎の内装。雨漏りによる損傷

第4 学校施設整備の基本的な方針等

1 長寿命化の基本方針

本県の厳しい財政状況等を踏まえると、従来型の改築中心の手法によっては、今後、学校施設を適切に維持管理することが困難と考えられる。

このため、学校施設整備においては、既存の建物を最大限有効に活用し改築を最小限とするため、「愛媛県公共施設等総合管理計画」における「長寿命化の実施方針」に基づき、改修等の基本的な方針を以下のとおりとする。

《参考》

◆愛媛県公共施設等総合管理計画における県有施設等の管理に関する基本的な考え方

②長寿命化の実施方針（抜粋）

県有施設等においては、原則、施設の更新を最少限とし、適切な点検・診断と計画的な維持管理により長寿命化（メンテナンスサイクルの構築）を推進するとともに、大規模改修時にバリアフリー化などによる施設品質の確保を図る。

◆建物の長寿命化

建物の長寿命化とは、「建物の躯体（柱、梁、床等、建築物の構造部分）が健全である限り、適切な維持保全によって建物寿命を永らえさせること」と定義されている（社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会「公共ファシリティマネジメント戦略」）。

2 改修等の基本的な方針

（1）予防保全の推進

長寿命化の推進に当たっては、事後保全型の対策から予防保全型の対策への転換を図ることとする。

本県の県立学校施設は、これまで、事故や故障等が発生してから対処療法的に改修や修繕を行う事後保全型の維持管理を行ってきたが、この方法では、故障や不具合等の影響により保全の規模が拡大する場合も考えられ、結果、財政負担の増大を招くだけでなく、人命に関わる事故の発生や致命的な施設機能の停止につながる恐れも懸念される。

このため、今後は、適切な点検により計画的に維持管理を行う予防保全も推進し、事故や故障等を未然に防ぐことで、児童生徒等の安全・安心を確保するとともに、教育活動等における機能・性能を維持し、財政面においても建物ごとの維持管理経費の縮減を図る。

なお、文部科学省は、予防保全について次の見解を示している（文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」、平成27年4月）。

○ 施設をできる限り長く使うため、適切な維持管理を行っていくことが重要であり、そのためには、老朽化による劣化・破損等の大規模な不具合が生じた後に修繕等を行う「事後保全」だけではなく、損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施することで機能・性能の保持・回復を図る「予防保全」を導入することも有効である。

- 「予防保全」を行うことにより、突発的な事故や費用発生を減少させることができ、施設の不具合による被害のリスクを緩和することや、改修、日常的な維持管理の費用を平準化し、中長期的なトータルコストを下げることも可能となる。

（２）整備のサイクル

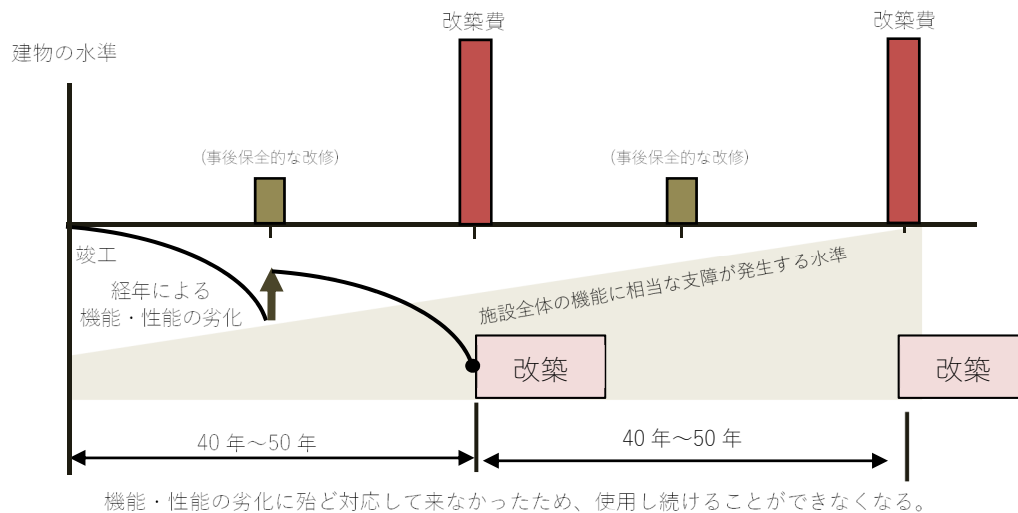
長寿命化の推進に当たっては、建物を目標使用年数まで使用し、機能・性能の低下を長期間放置することなく求められる水準まで引き上げる機会を定期的に得るため、文部科学省が「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」等で示す例を参考とし、原則、以下の時期に必要な改修・修繕の実施を検討することとする。

- ・必要に応じて、原状回復のための修繕（小規模修繕）の実施を検討する。
- ・目標使用年数の中間期において、長寿命化改修の実施を検討する。なお、大規模改修と異なる点は、コンクリートや鉄骨等の構造躯体の劣化改善を含むことである。
- ・その後、改築までの期間に再度原状回復のための改修（大規模改修）の実施を検討する。
- ・上記改修にあわせて、損傷が比較的軽微である施設の部分的な修繕等を計画的に実施するなど、効率的かつ効果的に整備を進める。
- ・また、上記改修に関わらず、既に支障をきたしている部位等については、別途、事後保全として緊急的な対応を検討する。

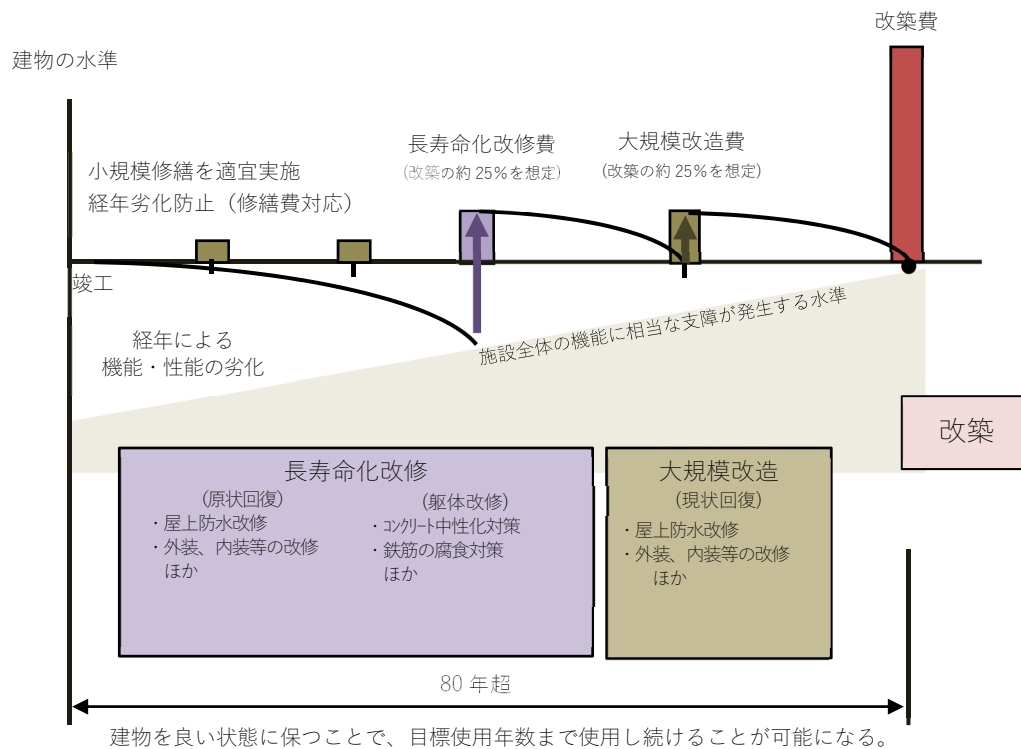
ただし、多くの建物が同時に改修等の時期を迎える中、全てをサイクル通りに実施することは困難と考えられることから、事業化に当たっては、年々の予算編成方針を踏まえながら、建物別に整備の優先度、緊急性（危険度、適法性等）、必要性（利用実態、教育活動への影響等）を精査し、対象施設を検討することとする。あわせて、個別の整備内容・必要経費等についても改めて精査することとする。

【従来型から長寿命化型への転換（イメージ）】

従来型
イメージ



長寿命化
イメージ



第5 基本的な方針等を踏まえた施設整備の考え方

1 既存施設の有効活用

長寿命化の推進に当たっては、「愛媛県公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、原則、以下により既存施設の有効活用について検討する。

- ・新たな学校施設を設ける場合は、既存施設の有効活用や転用を検討する
- ・利用状況に応じて校舎の集約化を図るなど、総保有量の適正化、施設利用の在り方を検討する
- ・改築や大規模改修により長寿命化を実施した建物は、その他の建物に優先して活用を検討する
- ・廃校となった学校施設については、他の公共施設等への転用などを推進し、有効活用が見込まれない場合は、当該土地の売却処分による歳入確保に努める

《参考》愛媛県公共施設等総合管理計画における県有施設等の管理に関する基本的な考え方

③保有総量の適正化の実施方針

県有施設等については、社会的情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に推進するとともに、有効活用が見込まれない場合は売却処分等を推進する。

また、新たな県有施設等の整備が必要となった場合は、まずは既存施設（国及び市町、民間が所有する施設等を含む。）の有効活用を検討する。

2 適切な点検実施

長寿命化の推進に当たっては、「愛媛県公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、引き続き、各学校において建築基準法第12条に基づく定期点検や目視・触診などによる日常点検を適切に実施し、劣化等による不具合、事故・故障等の兆候の早期発見に努めることとし、予防保全型の維持管理を推進する。

《参考》

◆維持管理項目（例）

- ・建築・・・屋上・屋根、外壁、内部
- ・電気設備・・・受変電、発電・静止系電源、火災報知
- ・機械設備・・・給排水衛生、空調、昇降機、消火栓

◆愛媛県公共施設等総合管理計画における県有施設等の管理に関する基本的な考え方

④点検・診断の実施方針

建築基準法（昭和25年法律第201号）等に定める定期点検をはじめ、各施設の管理状況等を踏まえた計画的な点検により、安全性や耐久性に影響を与える劣化・損傷の程度や原因等の把握に努めるとともに、適切な評価（診断）を実施する。

また、点検・診断結果の情報を蓄積し、次回以降の点検・診断及び長寿命化対策に活用する。

3 改修等の整備内容・水準

長寿命化の推進に当たっては、機能回復のみでなく、建物の耐久性を高めることで、安全・安心な教育環境を確保するとともに、学校施設の目指すべき姿の実現に向け、教育の内容や方法の変化、情報化等に適応した学習環境の質的向上を図るための整備を推進する。

さらには、多様化する社会的要請を受け、省エネルギー化、バリアフリー化等についても検討することとする。

また、本県では、校舎等の耐震化にあわせて、屋内運動場の吊り天井、照明機器、バスケットゴールの耐震対策については平成 29 年度までに完了したが、今後、経年劣化による屋根や外壁の部材の落下防止対策など、長寿命化改修等にあわせて、非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。

長寿命化改修等において実施する整備の内容及び水準については、文部科学省が示す「学校施設の長寿命化改修の手引き」を始めとする各指針・方針等を踏まえ、過去の工事の内容を分析するとともに、費用対効果も考慮しながら最適な仕様とする。

なお、実際の改修等に当たっては、各施設の状況に応じた改修や機能向上を実施する必要があることから、施設の特性に合わせて個別に検討することとする。

《参考》整備内容

(1) 大規模改修（原状回復）

- ・ 外壁改修
- ・ 屋上防水改修
- ・ 内装改修（床、壁、天井等）
- ・ 電気配線、電気配管等改修（電気設備）
- ・ 給排水配管、給湯配管、ガス管、分電盤等改修（機械設備）

(2) 長寿命化改修

上記（1）に加え、構造躯体の劣化改善を実施

- ・ コンクリート中性化対策
- ・ 鉄筋の腐食対策
- ・ 耐久性に優れた仕上材への取り替え

※実際の改修等の整備内容・水準は、予算化に際し必要に応じて個別に精査

第6 長寿命化の実施と効果

1 改修等の実施の考え方

今後、改修等の実施に当たっては、以下の考え方に基づき、個別の建物の整備方針及び整備時期等を検証の上、事業化を検討するものとする。

(1) 長寿命化等の整備方針

今後の学校施設整備においては、校舎、体育館、武道場、その他の各建物について、学校運営に必要な施設を選定し、優先的に長寿命化の実施を検討するものとする。

ただし、構造躯体の強度等により長寿命化に適さないと判断された建物については、基本的に改築を検討することとなるが、既存施設の有効活用の観点から、使用実態等を検証の上、建物の集約化や解体・撤去等についても検討するものとする。

なお、改築を実施する場合にあつては、長寿命化の視点を踏まえ、中長期的な財政負担の軽減を図るとともに、学校施設に求められる機能や性能を満たしつつ、長期にわたって使用することを基本とし、改築後の維持管理、間仕切りの変更や用途転用が行いやすい構造体及び内装について検討するなど、効率的かつ効果的な整備を行うものとする。あわせて、適正な規模については十分に検討するものとする。

また、大規模改修や改築までの期間にあつても、必要に応じて応急的な保全を行い、当面の安全性・機能性等の確保に努めることとし、特に、既に支障をきたしている部位等については緊急的な対応を検討するものとする。

大規模改修や改築の際には、同一の敷地内等に解体・撤去を要する建物が存在する場合には、極力、付帯工事として行うことで工事費の削減に努めるものとする。

(2) 改修等の実施時期

改修等の実施については、個別の建物について、長寿命化型の整備サイクルを基本とし、整備の優先度を踏まえた適正な整備時期を検討するものとする。

なお、整備の優先度については、個別の建物について、築年数、耐震性の有無及び構造強度、劣化状況、建物用途等から総合的に健全度を点数化した上で、当該建物の役割や使用状況、重要性等を踏まえながら、適正な整備内容及び経費見込を含め、検討するものとする。

なお、大規模改修や改築までの期間にあつては、必要に応じて応急的な保全を行い、当面の安全性・機能性等の確保に努めることとし、特に、既に支障をきたしている部位等については緊急的な対応を検討するものとする。

具体的な長寿命化改修の計画については、40年間に実施する事業を示すこととし、事業の進捗状況等に応じて、適宜、見直すこととする。

(3) 長寿命化の経費の見通しと効果

長寿命化の推進による経費縮減効果については、予防保全型の維持管理により建物ごとの劣化の進行を最小限に抑えられることから、突発的な費用負担を抑制する効果が期待される。

更には、整備方針及び適正な整備時期等を検証した上で、事業を平準化して実施した場合、40年間で約20%の経費縮減効果があるともいわれている（文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」）。

《参考》今後の維持管理経費の試算（長寿命化対象施設）

対象施設 776 棟

従 来 型：40 年間の総額 1,247.5 億円（31.2 億円/年）

↓

長寿命化型：40 年間の総額 998 億円（24.9 億円/年）

△249.5 億円（△6.3 億円/年）

第7 長寿命化の継続的な運用方針

長寿命化の推進に当たっては、本方針を継続的に運用するため、文部科学省が「学校施設の長寿命化計画策定の手引」において示す例により、以下のPDCAサイクルを確立する。

○Plan

施設の点検・評価によって現状を的確に把握した上でそれを踏まえた計画（本方針）を策定

○Do

本方針に基づき、適切な改修や日常的な維持管理等を実施

○Check

整備による効果の検証を継続的に行うとともに、より効果的な整備手法など改善すべき点について課題を整理

○Action

次期計画に反映

ここでは、本方針の運用に係る以下の項目について整理した。

- 1 情報基盤の整備と活用
- 2 推進体制等
- 3 フォローアップ

1 情報基盤の整備と活用

本方針に基づき長寿命化を推進するため、情報基盤としてデータベースを構築し、実地調査の結果等に基づく建物ごとの老朽化の状況や整備方針及び適切な整備内容、時期、必要経費の見込み等を整理するとともに、過去の改修・修繕の履歴や事故・故障の発生状況、今後の点検・評価の結果や改修・修繕の実績等、関係情報を一元的に管理し、計画的な維持管理（事業化）に活用することとする。

なお、当該データベースは、各点検・評価の結果に基づき適切に更新する。

2 推進体制等

本方針の運用に関しては、県立学校施設を所管する高校教育課においてマネジメントを行い、本方針の基本方針に基づき、各学校との情報共有に留意しながら適切な維持管理の推進に取り組むこととする。

また、学校施設の実態把握やコストの算出、データベースの活用等に際し、一定の技術的知見を要する場合においては土木部建築住宅課営繕室の協力を得るとともに、必要に応じ、県有財産管理推進本部会議（総務部所管）と連携するなど、全庁的な体制で計画の推進を図る。

3 フォローアップ

学校施設における建物は、経年劣化によって時々刻々と状況が変化するとともに、経済社会の発展に伴って求められる施設性能水準（要求性能）も変化することから、本方針は、計画の進捗状況に応じ、適切な時期にフォローアップを行い、必要に応じて見直しを検討することとする。

この他、上位計画である「愛媛県公共施設等総合管理計画」や「教育大綱」「基本方針・重点施策」等が改訂された場合は、その内容に基づき、適宜、本方針の見直しを検討する。

また、本方針は、今後、県立学校の再編整備に係る計画等が整備された場合は、その内容に基づき、適宜、見直しを検討する。